

# 竹原市強靱化地域計画の概要について

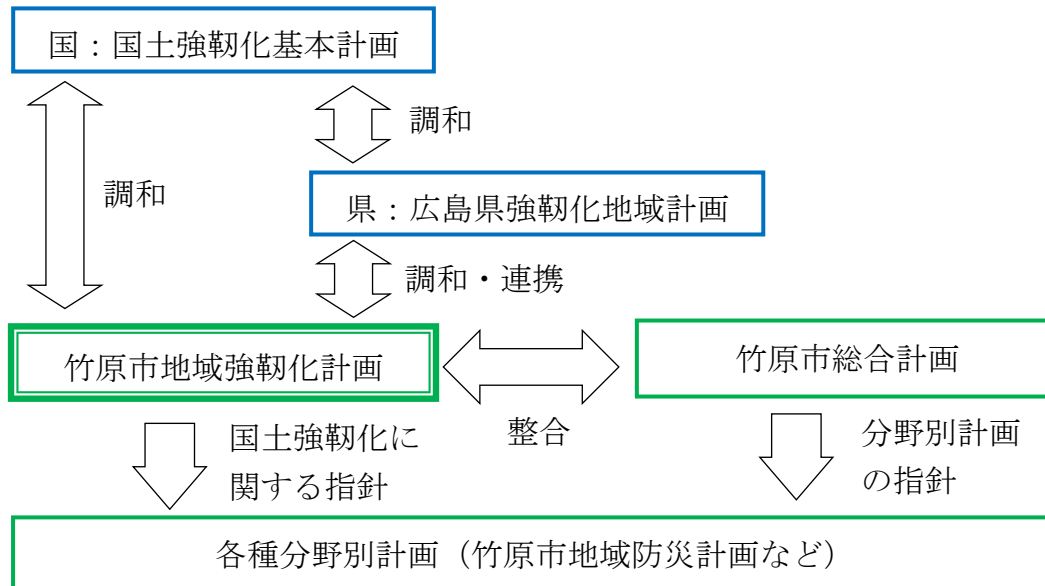
## R3.3 竹原市危機管理課

### 1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）の施行に伴い、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」、平成 28 年 3 月に「広島県強靱化地域計画」が策定されたことを受け、本市においても国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進していくため、竹原市強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定するもの。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「地域計画」であり、国土強靱化基本計画及び広島県強靱化地域計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「竹原市総合計画」とも整合を図りながら策定し、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となるもの。



### 3 計画期間

令和 3 年度から概ね 5 年間とする。

### 4 想定する災害リスク

本市の地理的・自然的条件及び都市構造の特性並びに過去に発生した災害の状況を勘案し、次の状況を勘案し、次の大規模自然災害とした。

#### (1) 台風による災害

- ・大雨時における河川の氾濫による浸水
- ・大雨によるがけ崩れ等の土砂災害
- ・高潮による浸水
- ・強風による家屋等の倒壊

#### (2) 豪雨による災害

- ・河川の氾濫による浸水
- ・内水氾濫による浸水
- ・がけ崩れ等の土砂災害 等

#### (3) 地震による災害

- ・地震の揺れ、液状化による家屋の倒壊等
- ・交通障害、地域の孤立等
- ・大規模な火災
- ・架線の切断、アンテナの倒壊等による停電、通信の途絶等
- ・津波による家屋の倒壊、浸水

## 5 地域強靱化の基本目標

国土強靱化基本計画や広島県強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、本市の地域特性を考慮し、次の4つを基本目標として設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- (4) 迅速な復旧復興に資すること

## 6 計画の構成

### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、強靱化を実現するために必要な事項を明らかにするため、8つの「事前に備えるべき目標」と、36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

### (2) 施策分野の設定

広島県強靱化地域計画において設定された施策分野を参考に、8つの個別施策分野と、4つの横断的分野を設定した。

### (3) 脆弱性の評価

基本目標の実現に向け、本市の強靱化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、設定したリスクシナリオに対する本市の脆弱性の評価を行った。

### (4) 今後の施策

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオごとに、地域強靱化に向けて必要な取り組みを検討し、今後の施策としてとりまとめた。また、計画的な施策の進捗を促進するために、重要業績評価指数（KPI）を設定した。

## 7 施策の重点化と計画の見直し

### (1) 施策の重点化

本計画では、国土強靱化基本計画や広島県強靱化地域計画を踏まえ、12の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に関する施策を重点化の対象とする。対象となる施策は、別紙リスクシナリオとそれらを回避するための具体的な施策の太字参照。

### (2) 計画の見直し

本計画は、今後の社会情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取組状況や本市の総合計画の見直しなどを踏まえ、適宜、見直しを行う。

◆ リスクシナリオとそれらを回避するための具体的な施策			別紙	
事前に備えるべき目標	36の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		主な今後の施策	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化 ○市営住宅の耐震化等 ○公共土木施設等の老朽化対策 ○地震防災対策 ○消防団・自主防災組織の充実・強化 ○既存建築物の総合的な安全対策 ○災害に強い道路ネットワークの構築 ○市街地での防災機能の確保等 等
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○津波・浸水、高潮対策施設の整備 ○災害に強いインフラ（通学路）等の整備 ○避難行動要支援者の支援 ○避難意識の向上 ○社会福祉施設の業務継続計画の整備 等
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○洪水、高潮対策施設の整備 ○下水道施設の浸水対策 ○災害廃棄物処理体制の整備 ○下水道施設の耐震・耐水化の推進 ○避難意識の向上（再掲）○浄化槽対策 等
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○土砂災害対策 ○森林等の保全 ○大規模盛土造成地の耐震化 ○防災教育の推進 等
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○物資調達・供給の連携体制の整備 ○上水道施設等の耐震化 ○飲料水の確保 等
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	○孤立化防止のためのインフラ整備 ○物資調達・供給の連携体制の整備（再掲）
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○災害対応の体制・資機材の充実 ○消防団・自主防災組織の充実・強化（再掲） 等
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱	○帰宅困難者対策の周知 ○物資調達・供給の連携体制の整備（再掲）
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	○医療救護体制の維持・強化 ○災害に強い道路ネットワークの構築（再掲） ○社会福祉施設の業務継続計画の整備（再掲） ○社会福祉施設の耐震化の推進 等
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○被災地の感染症予防及び防疫活動の実施 ○分散避難の啓発 ○遺体への適切な対応 等
		2-7	劣悪な避難生活環境・不十分な健康管理による多数の被災者健康状態の悪化・死者の発生	○避難所の感染防止対策 ○福祉避難所設置・運営体制の整備 ○被災動物への対応 等
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○住宅・建築物等の耐震化（再掲）○市庁舎の整備 ○地震防災対策（再掲） ○災害対応の体制・資機材の充実（再掲）○BCP（業務継続計画）の確認、検証 等
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○市庁舎の整備（再掲） ○情報の迅速・的確な把握、伝達体制の整備
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○災害情報伝達手段の多様化
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○避難情報の適切な発令 ○防災教育の推進（再掲） ○災害情報伝達手段の多様化（再掲） ○情報の迅速・的確な把握、伝達体制の整備（再掲）等
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞	○事業継続の取組の推進 ○陸上海上交通網の確保
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○有害物質の把握と大規模拡散・流出防止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止	○災害に強い道路ネットワークの構築（再掲） ○土砂災害対策（再掲） 等
		5-4	食料等の安定供給の停滞	○物資調達・供給の連携体制の整備（再掲）
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	○市庁舎の整備（再掲）
		6-2	上水道の長期間にわたる断水	○上水道施設等の耐震化（再掲） ○飲料水の確保（再掲）
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の浸水対策（再掲） ○下水道施設の耐震・耐水化の推進（再掲） 等
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	○災害に強い道路ネットワークの構築（再掲） ○土砂災害対策（再掲） 等
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	○津波・浸水、高潮対策施設の整備（再掲）
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○災害対応の体制・資機材の充実（再掲） ○地震防災対策（再掲）
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	○有害物質の把握と大規模拡散・流出防止（再掲）
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○住宅・建築物等の耐震化（再掲） ○既存建築物の総合的な安全対策（再掲）
		7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	○森林等の保全（再掲）○農業用ため池、水利施設の老朽化対策 ○農道の老朽化対策
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出	○有害物質の把握と大規模拡散・流出防止（再掲）
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	○荒廃農地等の発生防止 ○森林等の保全（再掲）
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理体制の整備（再掲）
		8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○迅速な道路警戒の実施 ○建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備 ○物資調達・供給の連携体制の整備（再掲）
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○洪水、高潮対策施設の整備（再掲） ○津波・浸水、高潮対策施設の整備（再掲） 等
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	○消防団・自主防災組織の充実・強化（再掲）○市街地での防災機能の確保等（再掲） ○被災者の住宅確保 ○荒廃農地等の発生防止（再掲） ○文化財の保存
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○復旧用資機材置き場の確保 ○市営住宅の耐震化等（再掲）
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響	○正確な情報提供 ○事業継続の取組の推進（再掲）